

## DOWNPASS基準の実施規定

はじめに

DOWNPASS基準は、その実施規定によって補足され、どの程度の数量が、必然的に顧慮されることになる供給連鎖成員によって循環の中に供給され、再加工され、販売されたか、そしてどのようにガチョウおよびアヒルが飼育されたかを検証することができるメソッドを提供します。

DOWNPASS基準は、供給連鎖での遡及的追跡手段実現のための手続き、そのプロセスに関与する当事者の権利および義務、そして製品標示を使用するの外部に対する結果表示を定めています。実施規定の適用範囲は、B2B事業におけるビジネスパートナーのレベルに、それとともに、最終製品の生産にまで至る供給連鎖におけるビジネスパートナー同士の内的関係に限定されています。

使用者には、本規定に従って手続きを行うことが推奨されます。

本実施規定は、それぞれの法的基盤を補って適用されるのであって、前者が後者を代替することはありません。

実施規定の適用において疑問が生じた場合、それは認定監査人によって説明されることになっています。

実施規定を解釈する場合に説明の必要が生じた場合、トラウムパス協会に連絡してください。

トラウムパス協会は、ドイツの法律に基づいて登録された、55122 Mainz, Thomas-Mann-Str. 9 (55122マインツ、トーマス・マン通り9番地)に所在する協会です。トラウムパス協会は、協会登記簿マインツVR3098に登記されています。

DOWNPASS基準を成功裏に実現するために、実施規定によって以下のように補足されます。

### 1. 加工減損確定および信頼性検証

加工減損の確定（**第3条<sup>1</sup>**、**第6項目 監査/査察**）には以下が適用される。

事業所内文書記録に基づく加工減損確定は、各加工段階間の質量減損の確定によって行われる。

その際、以下の上限（許容される最大質量減損）が適用される。

未加工商品：50 %

半製品：20 %

加工済フェザーおよびダウン：5 %

---

<sup>1</sup>本文書で言及される条項は、Downpass基準（2016年6月15日の文言）に関連する

## 2. 文書検査/査察についての要件

**第3a条**（羽毛工場および/またはフェザーおよびダウンの供給者）の検証の基盤としては、以下の規定を援用することができる（各DOWNPASSモジュールを考慮して）。

- 営業許可についての国内要件、獣医学規定、殺菌事業としての羽毛工場の公的登録、必要に応じてHACCP証明、産業内での遡及的追跡（トレーサビリティ）
- 事業進行計画の記録（DOWNPASSマネジメントシステム）
- 非食用動物性副産物に対する衛生規定を伴う欧州議会および理事会規則（EC）No. 1069/2009の施行のための、ならびに理事会指令97/78/ECに従って国境での獣医学的検査を免除された特定の試料および商品に関する同指令の施行のための2011年2月25日の委員会規則（EU）No. 142/2011、特にL54/4、第21項、第22項、第23項、第24項（TRACESシステム）、L54/7、第41項（供給連鎖の検査、食品および飼料法ならびに動物健康および動物保護の規定の遵守の検証）、第3f条（フェザーおよびダウン）、第8条（処理事業（d））；第V章（収集、輸送、および遡及的追跡手段）；第VI章、特に第20条（施設の登録および許可）；第VIII章、特に第25条1b（動物性副産物および結果的生成物の輸入、輸出、および通過）；第IX章、第32条（官庁検査）；付録IV（加工、加工事業への要件、特に第4節：カテゴリー3の素材の加工に対する特別規定；付録VIII（収集、輸送、および遡及的追跡手段：車両および容器、温度条件）；付録XIII、第VII章（羊毛、毛髪、豚毛、フェザー、フェザーパーツ、およびダウン）、C. フェザーおよびダウンに関する最終項目
- 2009年10月21日の非食用動物性副産物に対する衛生規定を伴う欧州議会および理事会規則（EC）No. 1069/2009（特に第3条、定義；第4条、製造連鎖の開始点および義務；第5条、製造連鎖の終了点；第10条、フェザーおよびダウンのカテゴリー分類；第21条、収集、輸送、および遡及的追跡手段；第22条、遡及的追跡手段；第23条、企業、施設、および事業所の登録および許可；第28条および第45条、検査；第53条、処罰）

## 3. 輸出免許を有する集積事業所または集積場の査察に関する要件

**第3b条**（輸出免許を有する屠殺事業所または集積場）の検証の基盤としては、以下の規定を援用する（各DOWNPASSモジュールを考慮して）。

- 屠殺場の種類の把握（規則（EC）No. 853/2004に基づく、官庁に登録された屠殺場、例えば、大部分直営販売において食品を末端消費者に販売する小規模屠殺場/移動式屠殺場/大規模屠殺場への分類）、参照：第I章、第I条；第II章、第4条および第6条（事業所の登録および許可）；付録II、第II節（HACCP手続きの目的）；第III節（食品連鎖についての情報、特に動物の原産地証明、動物の健康状態）；付録III、第II節（家禽およびウサギの肉）、第I章（屠殺場までの動物生体の輸送）、第II章（屠殺場に対する規定）、第VI章（飼育場での屠殺）
- 屠殺用動物の保護に関する欧州協定、シュトラスブール、1979年5月10日、第I章、第II章、第III章
- **1997年3月3日**の屠殺または殺処分と関連させた動物保護のための命令（動物保護屠殺令 - TierSchlV）、特に第2節、第6条（装備要件）、第7条（屠殺場での動物の対処についての規定）；第4節（動物の安静化、気絶、および殺処分）についての諸要件
- **2009年9月24日**の殺処分時期についての動物保護に関する理事会規則（EC）No. 1099/2009（EEAに關係する文） - 動物の気絶および殺処分についての規定、特に第I章、第1条（対象、適用範囲、および定義）；第II章、第3条（殺処分および関連行為に関する一般要件）、第4条（気絶させる方法）、第5条（気絶検査）、第7条（専門知識および専門知識証明）；第III章、第14条（屠殺場に関する追加規定）、第17条（動物保護委員）；第V章、第20条（学術的支援）；第VI章（違反、処罰、および実施権限）
- 動物生体の輸送についての国内規定
- 国際輸送の際の動物保護に関する欧州協定（パリ、1968年12月13日）、特に第I章、第2条；第II章、第6条、第7条（輸送容器および積載空間についての要件）、第13条、第16条から第37条（鉄道、道路、水路、空路での輸送についての要件）
- **2004年12月22日**の、輸送および関連事象での動物保護ならびに指令64/432/EEC および93/119/EC、規則（EC）No. 1255/97の改正に関する理事会規則（EC）No. 1/2005
- **1999年6月22日**の農業的動物飼育における動物保護についての欧州協定、北京ダック（ANAS PLATYRHYNCHOS）に関する推奨、特に第24条以降および付録の諸規定
- 1999年6月22日の農業的動物飼育における動物保護についての欧州協定、バリケン（CAIRINA MOSCHATA）およびバリケンと北京ダックとの混交（ANAS PLATYRHYNCHOS）に関する推奨、特に第23条
- 1999年6月22日の農業的動物飼育における動物保護についての欧州協定、アヒル（AN SER ANSER F. DOMESTICUS、ANSER CYGNOIDES F. DOMESTICUS）およびそれらの掛け合わせに関する推奨、特に第24条

DOWNPASS基準の実施規定（2016年3月31日バージョン）、2016年6月15日にマインツで開催されたトラウマパス協会会員総会の際に改正、助言、および決議が行われた

- 国内規定による上述の規定の補足
- 1998年7月20日の農業的動物飼育にほける動物保護についての欧州議会および理事会規則（EC）No. 98/58/EC
- 国内の法律
- 動物の殺処分についての国内規定
- 事業進行計画の文書記録
  - 2009年10月21日の、非食用動物性副産物の衛生規定を伴う、規則（EC）No. 1774/2002（動物性副産物に関する規則）の廃止のための欧州議会および理事会規則（EC）No. 1069/2009、特に第3条、第10条、第14条（J）、第23条および第24条、第34条
  - 非食用動物性副産物に対する衛生規定を伴う欧州議会および理事会規則（EC）No. 1069/2009の施行のための、ならびに理事会指令97/78/ECに従って国境での獣医学的検査を免除された特定の試料および商品に関する同指令の施行のための2011年2月25日の委員会規則（EU）No. 142/2011（特に第V章、第VI章、第VII章、第VIII章、付録IV：第4節、付録XIII：第VII章）

#### 4. 動物輸送の監査/査察についての要件

**第3c条（輸送 - 動物輸送）**の検証の基盤としては、以下の規定を援用することができる（各DOWNPASSモジュールを考慮して）。

- 国際輸送の際の動物保護に関する欧州協定（パリ、1968年12月13日）、特に第I章、第2条；第II章、第6条、第7条（輸送容器および積載空間についての要件）、第13条、第16条から第37条（鉄道、道路、水路、空路での輸送についての要件）
- 2004年12月22日の、輸送および関連事象での動物保護ならびに指令64/432/EECおよび93/119/EC、規則（EC）No. 1255/97の改正に関する理事会規則（EC）No. 1/2005、特に付録I、第I章：動物の輸送能力、輸送手段 - 鉄道、道路、水、線路、空、輸送実践についての技術的規定 - 特に動物との関わり（第I章から第IV章）、給餌および給水の間隔ならびに輸送時間（ガチョウおよびアヒルで12時間未満）および休息时间（第V章）
- 動物生体の輸送についての国内規定
- 事業進行計画の記録

**第3c条（フェザーおよびダウンの輸送）**の検証の基盤としては、以下の規定を援用することができる（各DOWNPASSモジュールを考慮して）。

- 非食用動物性副産物に対する衛生規定を伴う欧州議会および理事会規則（EC） No. 1069/2009の施行のための、ならびに理事会指令97/78/ECに従って国境での獣医学的検査を免除された特定の試料および商品に関する同指令の施行のための2011年2月25日の委員会規則（EU） No. 142/2011

## 5. 家禽飼育の監査/査察についての要件

**第3d条（家禽飼育）**の検証の基盤としては、以下の規定を援用することができる（各DOWNPASSモジュールを考慮して）。

- 1999年6月22日の農業的動物飼育における動物保護についての欧州協定
- 1999年6月22日の農業的動物飼育における動物保護についての欧州協定、北京ダックに関する推奨（ANAS PLATYRHYNCHOS）
- 1999年6月22日の農業的動物飼育における動物保護についての欧州協定、バリケン（CAIRINA MOSCHATA）およびバリケンと北京ダックとの混交（ANAS PLATYRHYNCHOS）に関する推奨、必要に応じて第24条を除外して
- 1999年6月22日の農業的動物飼育における動物保護についての欧州協定、アヒル（ANSER ANSER F. DOMESTICUS、ANSER CYGNOIDES F. DOMESTICUS）およびそれらの掛け合わせに関する推奨、動物生体からの羽毛採取および第25条を排除して

集積場の監査

- 国内規則
- 事業進行計画の文書記録

## 6. 動物生体からの羽毛採取の除外を目標とする監査/査察についての要件

農場での**動物生体からの羽毛採取の除外**を目標とする農場の監査実施についての基盤（第3b条）として、以下のような措置をとる。

農場監査のための標本検査の確定のために、屠殺場への地理的流入範囲を確定することで均質な母集団を形成する。標本検査の確定は、監査人によって実施される。

以下がその際の基準である。

- **高リスク地域**（動物生体からの羽毛採取のリスクが**10%超**）：
 

標本は、次の式を使用して確定される。  
 $標本 = 母集団を構成する事業所の数の100\%$
- **低リスク地域**（動物生体からの羽毛採取のリスクが**10%未満**）：
 

標本は、次の式を使用して確定される。  
 $標本 = 母集団を構成する事業所の数の平方根 \times 2$

標本の確定のために、以下の評価基準を援用する：地域的慣習、以前行われた監査の結果、第三者からの情報、国内の法律規定、販売されたダウンおよびフェザーの質量、動物の屠殺年齢、水鳥の種類
- **無リスク地域**（動物生体からの羽毛採取のリスクが**0%**）：
 

無リスク確認のために立証標本検査を実施する。標本の確定のために、以下の評価基準を援用する：地域的慣習、以前行われた監査の結果、第三者からの情報、国内の法律規定、販売されたダウンおよびフェザーの質量、動物の屠殺年齢、水鳥の種類

## 7. フォアグラ生産からの副産物の除外を目標とする監査/査察についての要件

フォアグラ生産のために飼育されるガチョウおよびアヒルの除外を目標とする農場監査実施のための基盤（第3b条）として、以下のような措置をとる。

農場監査のための標本の確定のために、屠殺場への地理的流入範囲を確定することで均質な母集団を形成する。

以下がその際の基準である。

- **高リスク地域**（フォアグラ生産のリスクが**10%超**）：
 

標本は、次の式を使用して確定される。  
 $標本 = 事業所の数の100\%$
- **低リスク地域**（フォアグラ生産のリスクが**10%未満**）：
 

標本は、次の式を使用して確定される。  
 $標本 = 母集団を構成する事業所の数の平方根 \times 2$

標本の確定は、この地域の低リスクの確認に利用される。標本の確定のために、以下の評価基準を援用する：地域的慣習、以前行われた監査の結果、第三者からの情報、国内の法律規定、販売されたダウンおよびフェザーの質量、動物の屠殺年齢、水鳥の種類

- **無リスク地域**（フォアグラ生産のリスクが0%）：  
標本を、無リスク確認のための立証標本検査に削減する。標本の確定のために、以下の基準を援用する：地域的慣習、以前行われた監査の結果、第三者からの情報、国内の法律規定、販売されたダウンおよびフェザーの質量、動物の屠殺年齢、水鳥の種類

## 8. 集積事業所および小農家動物飼育の監査/査察についての要件

集積事業所および小農家動物飼育の監査に対して、**監査のための例外規則**（第3d条）、DOWNPASS基準第5項目が適用される：

集積事業所および小農家動物飼育の監査に対しては、**例外規則が適用される。**

小農家家禽飼育の監査は、動物飼育を精査し、動物が新鮮な飲料水および飼料に自由に接近できるかを検査することを目標として行われる。さらに動物の一般的状態を検証する。小農家飼育の監査は、DOWNPASSモジュールの基準に準拠して行われる。

監査は、当該地域からの商品で各モジュールの求めるフェザーおよびダウン採取要件が満たされていることを立証するために、当該の事業所が活動する地理的に限定された地域での動物飼育および屠殺の標本検査的検証によって行われる。

監査人は、小農家事業所および羽毛集積事業所に対して集積事業所/小農家動物飼育への流入圏および集積事業所の数/小農家動物飼育の数の確定によって均質な基本総体からの標本を確定する。

その基礎の上に、標本を以下の基準および比重を考慮した上で確定する。

- 対象となる流入地域に、動物生体からの羽毛採取/フォアグラ生産と関連のある地域的慣習がある（100）
- この地域に帰属するフェザーおよびダウンのCa. 量；監査機関によって立証
- 地域の気候状況およびそれが小農家動物飼育に与える影響；監査機関による立証

標本は、次の式を使用して確定される。

標本 = 母集団を構成する事業所の数の平方根。

監査人は、集積事業所を監査するために、監査対象の集積事業所の標本の確定に従って文書記録の検査を実施する。集積事業所の地理的流入地域を確定し、小農家家禽飼育の監査のための標本の算定は、上述の手続きに従って行われる。集積事業所の監査は、DOWNPASSモジュールの条件を考慮して行われる。

## 9. 監査機関についての要件およびその任務の範囲

検証実施（査察）のためのDOWNPASS基準第6条に従い、そこで確定された、監査人の資格証明（ISO 19011）または監査機関のそれ（ISO 17065）およびそこで言及された規格に関する参照についての要件が適用される。

査察実施のために、とりわけ以下の記録および検査を行う。

- 1) 各モジュールに関連させて本基準第2条に従った供給連鎖内の事業所における事業所視察の実施
- 2) データの把握/文書の精査
- 3) 会社データ（生産者の名称および住所）の把握
- 4) 申請人の氏名および住所の把握（申請者が生産者と異なる場合）
- 5) トラウマパス協会認定検査機関による会社ID番号（第4条、第4項目参照）の付与および把握
- 6) 検査機関による監査番号の付与
- 7) 監査/査察の種類（例えば、初回、監視、延長監査/査察）の特定
- 8) 査察の日付および場所の把握
- 9) ラベル番号の標本検査的把握（例えば、写真記録によって）
- 10) 現場での経営記録の完全性の検査、特に以下の基準により
  - 最新監査報告書の提示（存在する場合）
  - 前回の監査の際に確定された偏差および実行された修正措置の検証
  - トラウマパス協会の最新署名済みDOWNPASS規範の提示
  - スタート点までの供給連鎖の遡及的追跡に関する証明書の提示 - 本基準第2条の定める供給連鎖の検証
  - 偏差（主要または副次的偏差）の確定および修正措置実行のためのスケジュールの確定